

愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 3 回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会

令和 8 年 10 月 8 日(木) 午前 9 時 30 分～

桜華会館本館 2 階 梅の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1)令和 8 年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について

(2)その他

3 閉 会

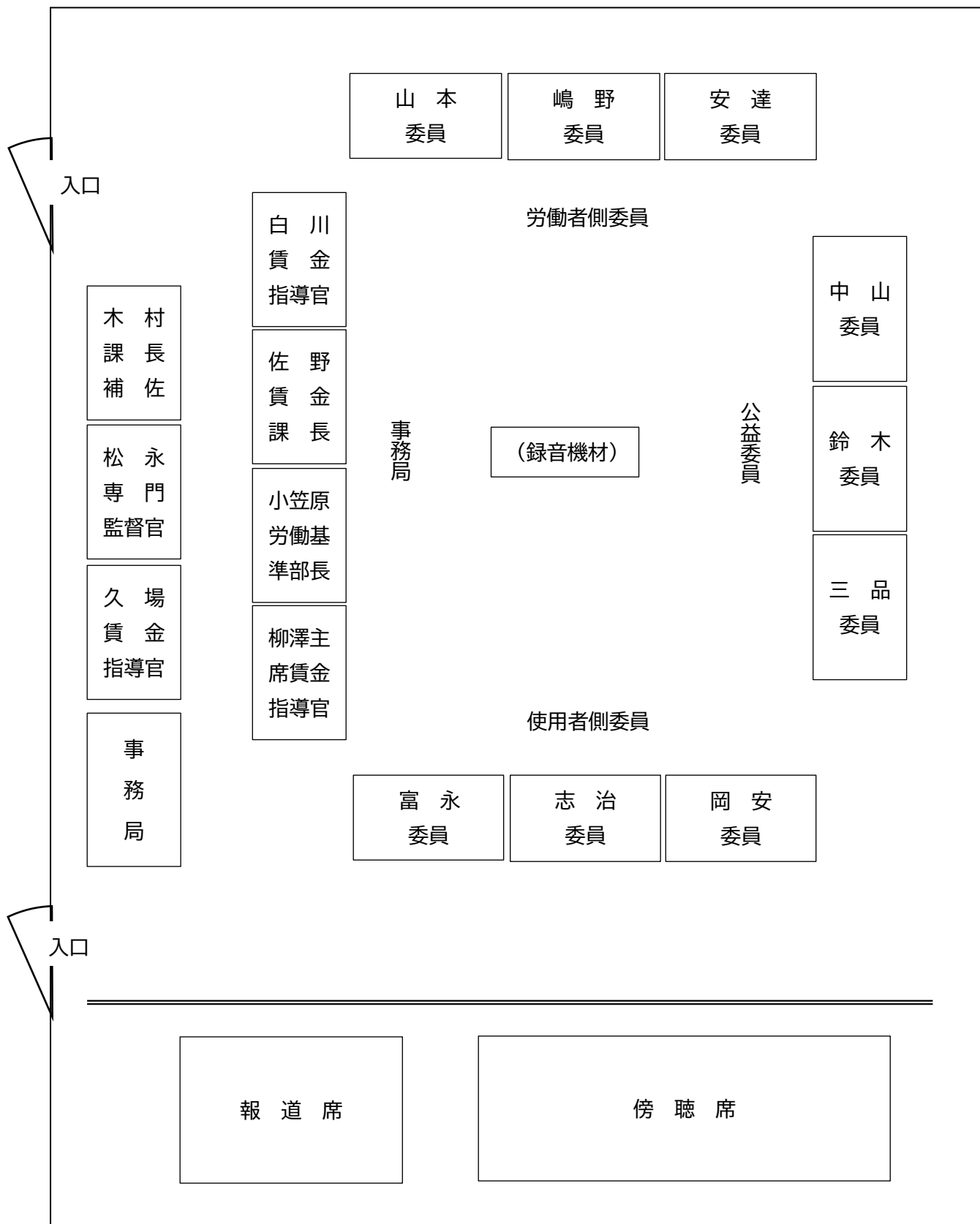
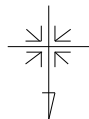
愛知地方最低賃金審議会

第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 配席図

令和8年10月8日(木)

午前9時30分～

桜華会館本館2階 梅の間



資 料 目 次

資料№

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金引き上げに伴う影響

**愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
引き上げに伴う影響**

時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）	影響率（％）	影響労働者数	対地賃比（％） （1,195円）
1,175	－	－	（未満率 3.4） 3.4	33	98.33
1,176	1	0.09	3.4	33	98.41
1,177	2	0.17	3.4	33	98.49
1,178	3	0.26	3.4	33	98.58
1,179	4	0.39	3.4	33	98.66
1,180	5	0.43	3.4	33	98.74
1,181	6	0.59	3.4	33	98.83
1,182	7	0.60	3.4	33	98.91
1,183	8	0.68	3.4	33	99.00
1,184	9	0.77	3.4	33	99.08
1,185	10	0.85	3.4	33	99.16
1,186	11	0.94	3.4	33	99.25
1,187	12	1.02	3.4	33	99.33
1,188	13	1.11	3.4	33	99.41
1,189	14	1.19	3.4	33	99.50
1,190	15	1.28	3.4	33	99.58
1,191	16	1.36	3.4	33	99.67
1,192	17	1.45	3.4	33	99.75
1,193	18	1.53	3.4	33	99.83
1,194	19	1.62	3.4	33	99.92
1,195	20	1.70	3.4	33	100.00
1,196	21	1.79	3.6	35	100.08
1,197	22	1.87	3.6	35	100.17
1,198	23	1.96	3.6	35	100.25
1,199	24	2.04	3.6	35	100.33
1,200	25	2.13	3.6	35	100.42
1,201	26	2.21	3.7	36	100.50
1,202	27	2.30	3.7	36	100.59
1,203	28	2.38	3.7	36	100.67
1,204	29	2.47	3.7	36	100.75
1,205	30	2.55	3.7	36	100.84
1,206	31	2.64	3.7	36	100.92
1,207	32	2.72	3.9	38	101.00
1,208	33	2.81	3.9	38	101.09
1,209	34	2.89	3.9	38	101.17
1,210	35	2.98	3.9	38	101.26
1,211	36	3.06	3.9	38	101.34
1,212	37	3.15	3.9	38	101.42
1,213	38	3.23	3.9	38	101.51
1,214	39	3.32	3.9	38	101.59
1,215	40	3.40	3.9	38	101.67
1,216	41	3.49	3.9	38	101.76
1,217	42	3.57	3.9	38	101.84
1,218	43	3.66	3.9	38	101.92
1,219	44	3.74	3.9	38	102.01

R 8 改正地賃

使側

時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	影響率 (%)	影響労働者数	対地賃比 (%) (1,195円)
1,220	45	3.83	3.9	38	102.09
1,221	46	3.91	3.9	38	102.18
1,222	47	4.00	3.9	38	102.26
1,223	48	4.09	3.9	38	102.34
1,224	49	4.17	3.9	38	102.43
1,225	50	4.26	4.1	40	102.51
1,226	51	4.34	4.1	40	102.59
1,227	52	4.43	4.1	40	102.68
1,228	53	4.51	4.1	40	102.76
1,229	54	4.60	4.1	40	102.85
1,230	55	4.68	4.1	40	102.93
1,231	56	4.77	4.9	48	103.01
1,232	57	4.85	4.9	48	103.10
1,233	58	4.94	5.1	50	103.18
1,234	59	5.02	5.1	50	103.26
1,235	60	5.11	5.1	50	103.35
1,236	61	5.19	5.1	50	103.43
1,237	62	5.28	5.1	50	103.51
1,238	63	5.36	5.1	50	103.60
1,239	64	5.45	5.2	51	103.68
1,240	65	5.53	5.2	51	103.77
1,241	66	5.62	5.7	55	103.85
1,242	67	5.70	5.7	55	103.93
1,243	68	5.79	5.7	55	104.02
1,244	69	5.87	5.7	55	104.10
1,245	70	5.95	5.7	55	104.18
1,246	71	6.04	5.7	55	104.27
1,247	72	6.11	5.7	55	104.35
1,248	73	6.20	5.7	55	104.44
1,249	74	6.27	5.7	55	104.52
1,250	75	6.36	5.7	55	104.60
1,251	76	6.43	5.7	55	104.69
1,252	77	6.52	5.7	55	104.77
1,253	78	6.59	5.7	55	104.85
1,254	79	6.68	5.7	55	104.94
1,255	80	6.75	5.9	57	105.02
1,256	81	6.84	5.9	57	105.10
1,257	82	6.90	5.9	57	105.19
1,258	83	6.99	5.9	57	105.27
1,259	84	7.06	5.9	57	105.36
1,260	85	7.15	5.9	57	105.44
1,261	86	7.21	5.9	57	105.52
1,262	87	7.30	6.1	59	105.61
1,263	88	7.37	6.1	59	105.69
1,264	89	7.46	6.2	60	105.77
1,265	90	7.54	6.2	60	105.86
1,266	91	7.60	6.2	60	105.94
1,267	92	7.69	6.2	60	106.03
1,268	93	7.76	6.4	62	106.11

労側

※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

<特賃労側主張>

	製造品 出荷額順位 (2024年)	都道府県	2025年			2026年（労側主張）		
			鉄鋼特賃額 (引上げ額)	地賃額	鉄鋼優位性	鉄鋼特賃額 (引上げ額)	地賃額	鉄鋼優位性
	1位	愛知県	1,175 (64円)	1,140	35 (3.07%)	1,267 (92円)	1,195	72 (6.03%)
(参考)	4位	千葉県	1,210 (63円)	1,140	70 (6.14%)		1,195	

※優位性（率）の算出方法：特賃額／現行地賃額

【理由】

比較の重要性: 鉄鋼業における人材確保と競争力の維持には、他県（主要な鉄鋼集積県）との賃金水準の比較が有効である。

地域別最低賃金への優位性: 産業特性を踏まえ、地域別最低賃金よりも高い賃金水準を確保することが不可欠である。

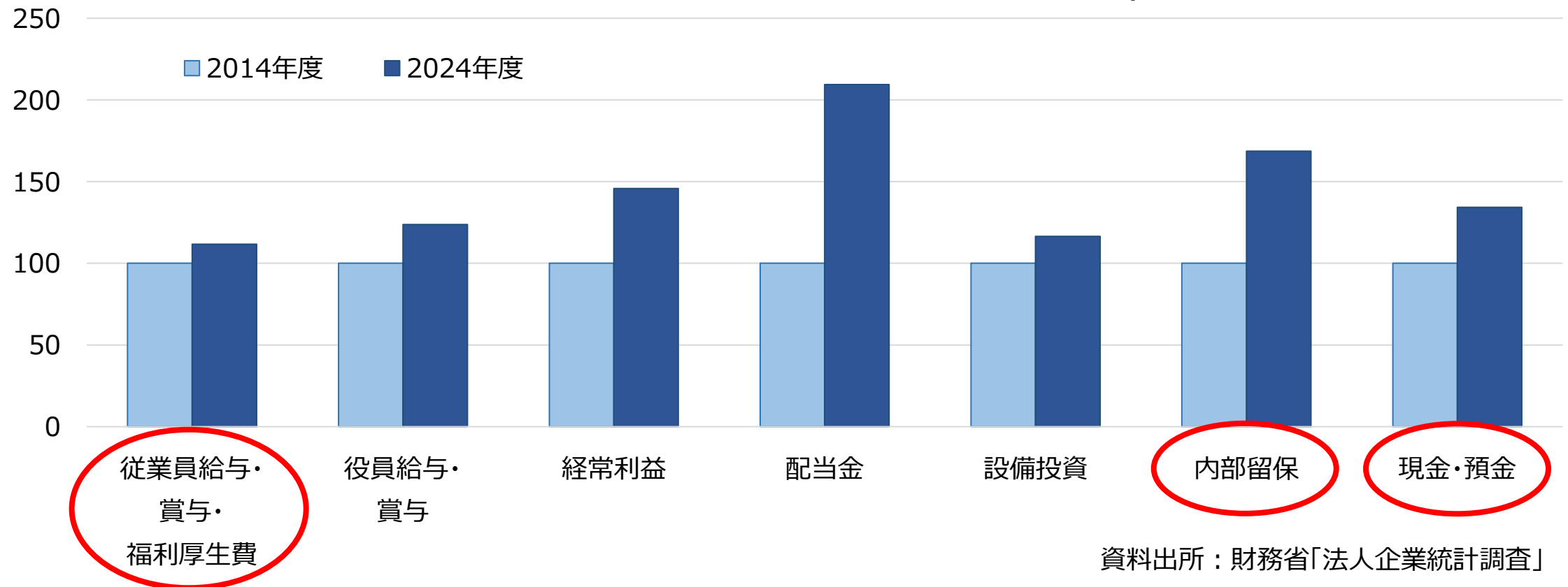
千葉県を参考に設定: 具体的な水準を検討する比較対象として地賃が同額の千葉県を設定し、地域別最低賃金に対する優位性の目安（約6%）として参考にした。

製造業の中小企業の財務動向

- 中小企業の財務状況は改善している。
- 経常利益が改善し、内部留保、現金・預金が積み上がっており、中小企業の支払い能力は高まっている。

(2014年度 = 100)

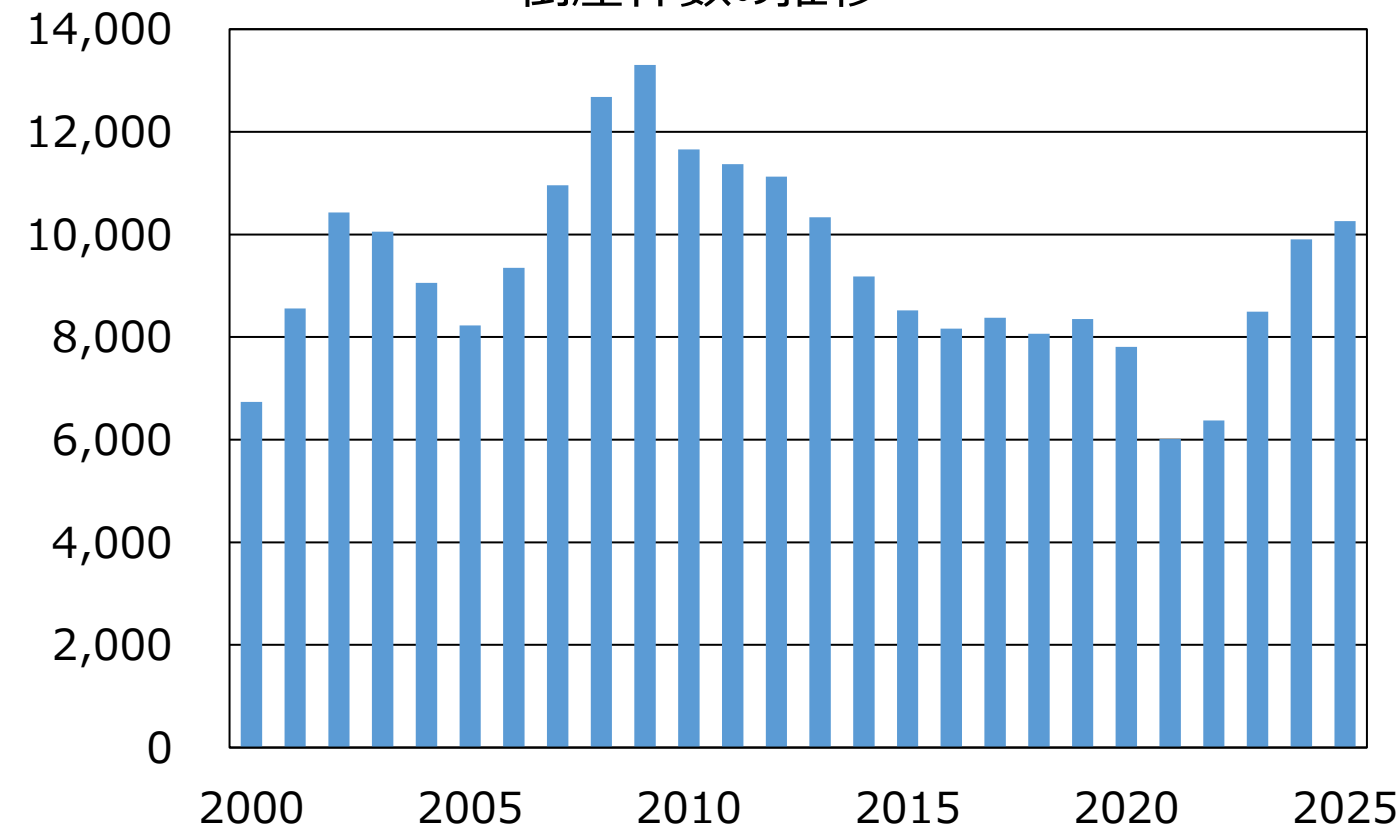
中小企業の財務動向（製造業・資本金 1 億未満）



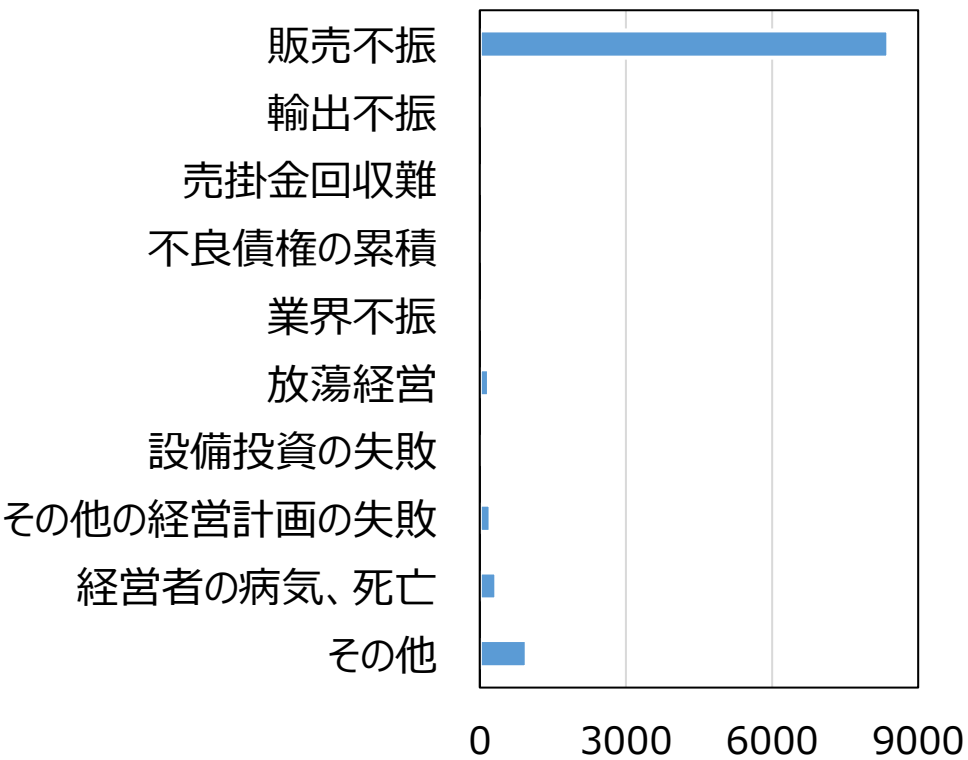
倒産件数

- 倒産件数は増加傾向となっている。
- 理由別では販売不振が大半を占めており、最低賃金の引き上げによるものではない。

倒産件数の推移



倒産理由別件数（2025年）



都道府県別転入・転出状況

- 都道府県別の転入超過数をみると、転入超過となっているのは**東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府、千葉県、福岡県、滋賀県**の7都府県。**他の地域では、転出超過が続いている。**
- 東京圏は13万5843人の転入超過となり、前年に比べ9,328人拡大している。

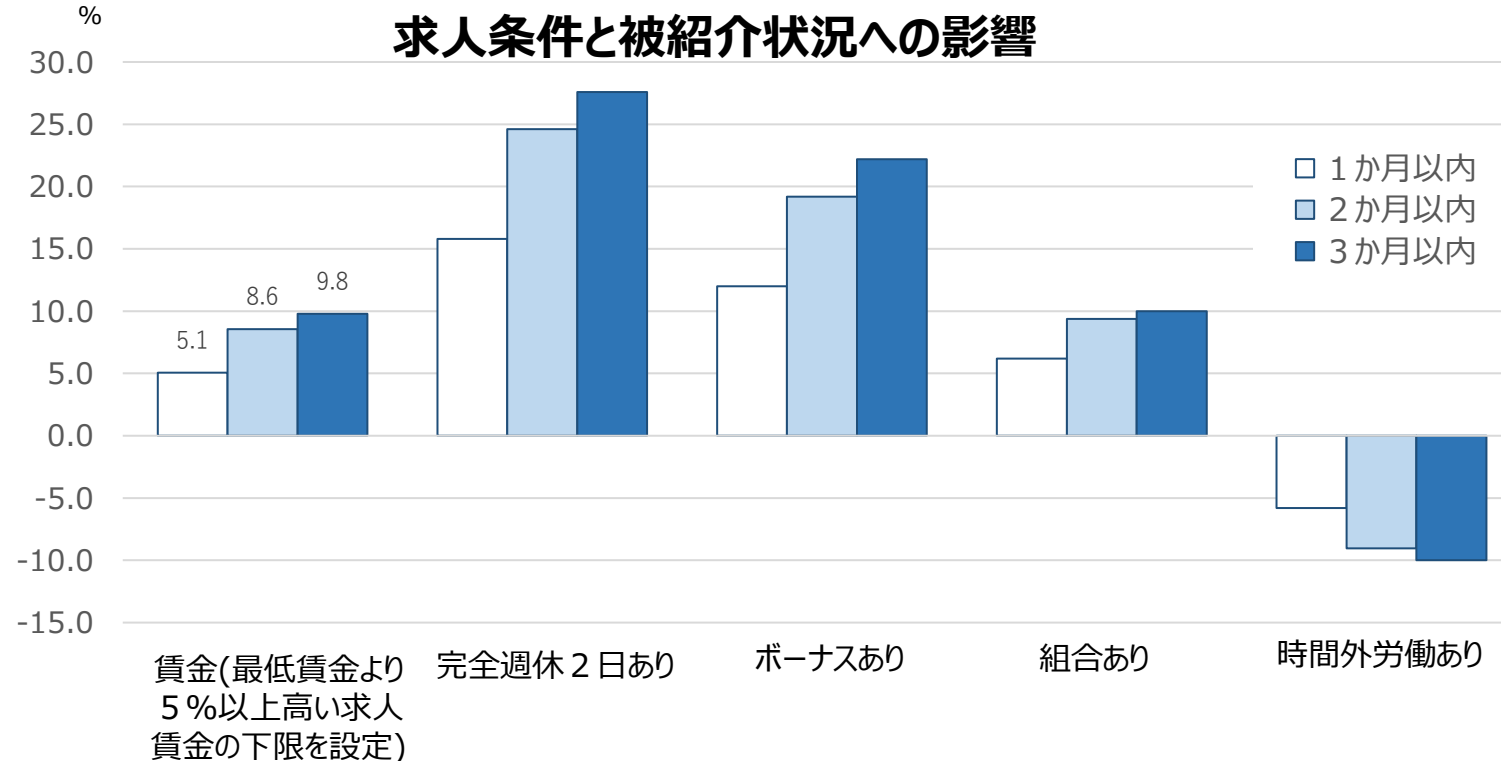
都道府県別転入超過者数（2025年）



資料出所：[総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告 年報」](#)

求人条件と人材確保

- **最低賃金より5%以上高い求人賃金を提示**すると、3カ月以内の**被紹介件数**（求職者によるネットでの検案件数やハローワーク職員からの提案件数）が**10%程度増加**する。
- 特定最低賃金を地域別最低賃金を上回る水準で設定し、最低賃金より水準の高い賃金を提示することは、**人材の確保に有用であることがデータでも示されている**。



2026基幹労連春闘結果			ベース賃金	賃上げ額	賃上げ率
鉄鋼部門 愛知県所在	単純平均	規模計	305,004	14,425	4.87%
		1000以上	329,352	13,829	4.17%
		300以上	293,122	15,039	5.25%
		300未満	278,542	14,627	5.59%

- ・ 有額回答のみ算入
- ・ 7/31時点集計を使用

公 益 案

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
特 定 最 低 賃 金

現行最低賃金額

時間額 1,175円

[時間額]

引上額

引上率

55円

4.68%

最低賃金額

1,230円

[発効日]

令和9年1月1日

(案)

令和 8 年 10 月 8 日

愛知地方最低賃金審議会

会 長 中 山 徳 良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金専門部会

部会長 鈴木 進也

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 製鉄業
- (2) 製鋼・製鋼圧延業
- (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
- (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,230円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和9年1月1日

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会委員名簿

(令和8年8月21日現在)

公益代表委員

氏名	現職等
鈴木進也	いぶき法律事務所 弁護士
中山徳良	名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授
三品 信	中日新聞社 論説委員

労働者代表委員

氏名	現職等
安達 一樹	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
嶋野 俊博	大同特殊鋼労働組合 書記長
山本 圭介	日本製鉄名古屋労働組合 書記長

使用者代表委員

氏名	現職等
岡安 良康	愛知県経営者協会 総務・企画部 部長
志 治 泰 光	小木曽工業株式会社 総務部 部長
富 永 耕 三	宮崎精鋼株式会社 執行役員管理本部長

(敬称略、五十音順)